

地震保険の基準料率にかかる意見聴取  
(全国建設労働組合総連合)

平成21年2月27日(金)

金融庁監督局保険課

長谷川保険課長

ただいまより損害保険料率算出団体に関する法律第10条の3第2項の規定に基づき、意見聴取を行います。

私は、金融庁監督局保険課長の長谷川と申します。

私は、損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に関する内閣府令、以下「内閣府令」あるいは単に「府令」と言いますけれども、この内閣府令第2条の規定に基づき、金融庁長官からの指名を受けて、本日の主宰者を務めることとなります。よろしくお願いたします。

まず最初に、念のためですけれども、ご出席の方を確認するという事で、恐縮ではございますけれども、異議申出人の方、それから料率機構の方、順に各自、自己紹介をお願いしたいと思います。

では、異議申出人のほうからお願いします。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

おはようございます。

全国建設労働組合総連合、略称「全建総連」、まちの大工、左官等建設職人の組合、全国で約71万人ほど加入者がございます。その全建総連の共済福祉部長の浅賀と申します。

有限会社柳沢定助建築設計研究室 柳沢所長（全国建設労働組合総連合側出席人）

同じく全建総連傘下、首都圏建設産業ユニオンで建築士をしております柳沢でございます。よろしくお願いたします。

全国建設労働組合総連合 松葉共済福祉部書記

全建総連の共済福祉部担当職員をしております松葉と申します。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

損保料率機構の関根でございます。

地震保険を担当しておりますため、本日は理事を代表して意見を述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

損害保険料率算出機構の総務企画部長、市川でございます。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長

損害保険料率算出機構、火災・地震保険部長の永島でございます。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 丸楠地震グループリーダー

同じく損害保険料率算出機構、火災地震保険部地震グループの丸楠と申します。よろしくお願いいたします。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

意見聴取を行うに当たりまして、あらかじめ私のほうからお願いしたい点が4点ございます。

まず第1点目ですけれども、発言または証拠を提出しようとするときは、内閣府令第15条の規定に基づき、私の許可を受けてから行うようお願いいたします。

なお、本日意見を述べる方、この場で意見を述べることを「公述」とっておりますけれども、この公述をされる方は、原則として全建総連の浅賀さん、料率機構理事の関根さんが行い、必要に応じて代理人や補佐人の方からも発言を認めることにいたしたいと思っております。

第2点目ですけれども、今回は、意見聴取を能率的に執り行う観点から、事前に内閣府令第11条の規定に基づき準備手続を行っておりますので、内閣府令第17条第3項の規定に基づき、今回の公述は、原則として回答準備を命ぜられたものとさせていただきます。

また、内閣府令第17条第1項の規定に基づき、公述は証拠に基づいて行われなければならないこととなっておりますので、まだ提出されていない証拠がある場合は、原則、意見聴取の終了時までには証拠となる資料を提出していただきたいと思っております。

3点目ですけれども、内閣府令第14条の規定に基づき、議事の整理上、必要があると認めるときは公述の時間を制限することがあります。公述が制限した時間を超えた場合、公述内容が重複している場合、または事案の範囲外である場合などは内閣府令第18条の規定に基づき公述を中止させることがあり、これに従わない場合、内閣府令第19条の規定に基づき退去を命じることがあります。

第4点目、最後は傍聴される方をお願いしたいと思っておりますが、意見聴取中は静粛に傍聴し、意見聴取の妨害、その他の行為により進行を妨げることのないようお願いいたします。また、みだりに席を離れず、会場内においては主宰者及び職員の指示に従うようお願いいたします。指示に従わない場合は、内閣府令第23条の規定に基づき退去を命じることがあります。

以上が本日の意見聴取の進め方についてのお願い事項であります。何か確認されることはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほど申しましたように、今回、意見聴取を能率的に行う観点から、内閣府令第11条の規定に基づく準備手続におきまして、料率機構、異議申出人のそれぞれの方に事前に質問事項を提示し、回答をいただいております。準備手続を経て意見聴取を行う場合は、内閣府令第16条の規定に基づき、その冒頭において明らかになった事項を主宰者のほうから告げることとなっておりますので、まずはそれぞれの公述者の方から届出内容あるいは異議の申出内容について説

明をしていただいた後に、私のほうからその中で明らかになった論点を示させていただきたいと思いをします。

それでは、まず料率機構のほうから、今回の地震保険料率改定の届出内容について、ご説明をお願いします。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

まず初めに、全建総連様には今回、異議申出という形ではございますけれども、私どもが算出しました地震の基準料率に関心をお持ちいただきまして、ご意見を賜りましたこと、まず御礼申し上げます。

住宅建築の担い手でございます全建総連様が住宅を提供されるユーザーの方々といえますのは、私どもにとっても保険契約者となる方々でございまして、その利益を図るという観点からは全く活動の、何といえますかね、趣旨は同様であるというふうに考えておりますことを、まず申し上げたいと思いをします。

また、本日、意見を述べる機会をいただきました主宰者でございます長谷川保険課長に御礼を申し上げます。

それでは早速、まず、今回の地震保険基準料率の改定の趣旨について述べさせていただきます。

地震保険では、居住用建物の構造と所在地、これによって料率を決定いたしますが、近時、構造区分の判定につきまして、2つの問題点を原因とした保険料の適用誤りというものが発生していることが明らかになりました。

問題点の1つは、建築知識を有することを前提に構造区分の判定を建物の柱、外壁、屋根、こういった主要構造部で行っているために、料率の決定が必ずしも保険契約当事者にとって容易に理解あるいは納得できるものになっていないということ。それから、問題点の2つ目は、近年さまざまな材質の建材が普及しておりまして、一部の建物では、外見だけでは適切な構造区分の判定が困難な状況が生まれているということでございます。

今回の改定は、こういった問題を解消しまして、建物の種類により区分した上で建物の性能により補完する、そういう料率体系とすることで契約者にわかりやすく納得感のある制度、これを実現するというものでございまして、平成20年11月28日付で基準料率改定の届出を行っております。

この改定内容は、本日の配付資料に「ニュースリリース」をつけておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

次に、準備手続段階で主宰者のほうからのご質問のあったものに対する回答を述べさせていただきます。

回答事項の1番目は、料率区分の数、区分の方法の合理性についてでございます。

これにつきましては、地震による被害実績と火災危険と地震危険との融和性の点から確認できるというふうに考えております。

まず、地震による被害実績でございますが、これは配付資料5ページにお示ししました学会等の被害調査結果、それから資料2ページ、3ページにお示ししております地震保険の支払実績データ、これらから、一般的に地震の被害を非木造と木造の2区分にすることで危険度を評価できる、このことから、区分としては妥当性があるというふうに考えております。

また、火災の危険につきましても、耐火と非耐火の2区分で危険度を評価できまして、これと地震保険の実態的な危険の格差が類似しておりますことから、火災危険と地震危険に親和性が見られるということが言えると思います。

さらに、一般の木造の建物と枠組壁工法建物につきまして異なる保険料区分といたしました根拠は、枠組壁工法建物におきまして、住宅金融支援機構が発行いたします枠組壁工法住宅工事共通仕様書、これを原則として使用しております、耐震・耐火性の両面で均質で高い性能を有すること、あるいは1995年の兵庫県南部地震、この被害調査ですとか近年の地震保険の支払実績データから、被害が少ない結果となっていることによります。

それから、回答事項の2番目でございますけれども、地震保険の保険料区分を火災保険の保険料区分に準拠して設定しているということの合理的な根拠でございます。

これにつきましては、火災保険及び地震保険の支払実績、それから消防庁の火災統計及び地震被害調査、いずれも資料1ページあるいは資料4ページ、5ページに記載しております。それから建築基準法における耐火性能、これは資料10ページから14ページに記載しておりますが、この観点から、耐火性と耐震性の実態的な危険の格差は親和的な関係にあると考えております。

また、地震保険は地震保険に関する法律によりまして、火災保険に付帯して契約するというようにされております上に、この法律の中で、また、昭和54年の保険審議会答申におきまして、できる限り経費を抑えまして低廉な保険料で提供されるべきとされております。こういう点から、火災保険の保険料区分を利用すれば契約時の情報を容易に確認、管理できる、こういうことができるために経費が抑えられ、結果として契約者に低廉な保険料で提供できるという経済合理的な効果がございます。

次に、全建総連様からいただきました準備書面に対する意見を述べさせていただきます。

異議申出されました準備書面におきまして、1つは、区分をより細分化することで実際の被災率、給付率に相応するより適正な保険料になるとのご見解。2つ目は、実際の木造軸組建築物の耐火性、耐震性は枠組壁工法に比べても何ら遜色のないものも多々あるとの見解、それから3つ目は、火災保険の住宅物件の構造区分をそのまま移行させたものであり、耐震性能への配慮のなさは地震保険基準料率として致命的であり、納得できないという、この3つが述べられておりま

すけれども、今、申しあげました1番目と3番目につきましては、本日の配付資料のそれぞれ1ページから2ページ、それから3ページから4ページのとおりで、事前に準備書面でご回答しておりますので、意見は割愛させていただきます。

2番目につきましては、全建総連様から示されました「誰でもできる我が家の耐震診断」というのがございますが、これは国土交通省が監修しました診断方法でございます、その診断結果は建物の耐震性能を示す指標の1つとは考えられますけれども、一般消費者の耐震性能への理解や知識習得、この推進を目的とした簡易的な診断でございます。これに対しまして、建物の耐震性をあらゆる客観的な基準は、地震による被害実績に基づくべきでありますので、性格が異なるというふうに考えております。

以上でございます。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

それでは続いて、異議申出人の方から申出内容の趣旨等についてご説明をお願いします。

10分程度をお願いします。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

浅賀でございます。

資料を5種類ほど準備させていただきました。「全建総連」という封筒の中がございますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

まず1点目は、書面で「異議申出書」という文書が出てございます。それから「意見聴取への準備書面」というのが2点ほど出てございますけれども、2回にわたって書面を提出しなければいけないというようなことが事前にわかりませんでしたので、最初の準備書面と、準備書面(2)というのを準備させていただきました。それぞれ準備書面に向けての関係資料ということで、クリップで止めたものが2点ほどございます。

今、関根常務のほうからご発言ございまして、基本的な考え方といたしますが、算出機構さんのほうの資料の3枚目に「異議申出にかかるもの」というのが出てございます。これは前提でございますので、若干この問題に冒頭、触れねばならないというふうに思っております。

この問題について触れたのは、準備書面の(2)の冒頭に、実は記載したところでございます。あわせまして準備書面(2)の関係資料に、日本経済新聞の記事等が資料のほうに出てございます。

まず、資料のほうをご参照いただきたいんですが、昨年10月19日に日本経済新聞に載った記事からそのまま掲載させていただいたわけですが、今、関根常務も触れましたように、今回の改定の発端が、保険料の適用誤りが原因であるというお話でございました。その内容について若干お

話をしますと、下のほうに、業界全体で153万件、実に371億円の取り過ぎということが発表されてございます。この辺から実は端を発しているだろうということで、今、常務のほうから出ましたので、冒頭私もこの件について触れますが、準備書面（2）のほうに書いてございます。

「次の問題点などを原因とする誤適用が発生している」「建物の主要構造部で判定を行っており」「必ずしも保険契約当事者が容易に理解、納得できるものとなっていない」というのが機構さんの主張でございます。

これについての私どもの基本的な立場といたしますか、あるいは機構さんに、やはり少し疑問を持つ立場というのは、適用誤りという非常に不幸な、あるいはあってはならない事由が今回の料率改定の動機というふうに言及されている。取り過ぎについては、今、申し上げたとおりでございます。さて、その誤適用の主体といたしますか、主人公はそもそもだれなのかが、機構さんはそれをどういうふうに考えているかなというふうに、私、実は思うわけです。ここが重要ではないか。

そのまま「」（カッコ）で引用させてもらえれば、「保険契約当事者」という表現を使っておりますが容易に理解、納得できるものとなっていない」私どもの立場で言わせていただければ、こういう観点というのは白と黒を一緒にした言及というふうに考えます。誤適用の主体が保険料を取られ過ぎたユーザーなのか、または構造区分の判定が困難な住宅を提供している私たち施工者なのか。そうではないというふうに考えてございます。誤適用したのはユーザーでもない施工者でもない、工法の多様化など時代の流れといたしますか、要請についていけず、その結果、膨大な誤適用といたしますか、保険料を取り過ぎた損保会社とその主役、主体だというふうに考えるわけでございます。

機構さんのほうは、「保険契約当事者」などというオブラートでくるんだような表現ではなく、取り過ぎたのは損保会社、誤適用の主人公であるということをはっきりさせることから、まず今回の問題について、そういうスタンスをとるべきだろうというのが私どもの主張でございます。

前提がちょっと長くなりましたけれども、今度は異議申出書に沿いまして、若干私どもの主張をさせていただきます。

異議申出書、12月25日というものの、「不服の理由及び異議の申出に係わる基準料率」ということで記載してございます。

今、関根常務も触れましたけれども、基準料率の区分がイ構造とロ構造、細かい資料につきましては機構さんのほうから出された「ニュースリリース」のほうに出ていますけれども、2つの区分にしかありません。

昨年秋に火災保険の、こちらは参考純率というそうですけれども が改定になってございます。この参考純率のほうも、実は従来は4区分あったものが3区分に圧縮されてございます。

圧縮といたしますか、粗削りになってございます。これについても私どもは、実は機構さんのほうにも、あるいは金融庁のほうにも異議を申し立てた経過がございます。

少なくともその保険料率が1対2というかなり大きな幅があるものが、2つしか区分がないということについての合理性はいかなるものかというふうに考えているところでございます。

それから、これも後ほど論点で細かく触れなければなりませんけれども、木造軸組工法、私どもの仲間の多くがかかわっているものに対する不当に低い評価、イとロという2つの構造の中で、いわゆる耐震性が弱い、木造軸組工法であるということだけで「おまえのところの住宅は耐震性が弱いだろう」ということに、結果的になってございます。これについて私どもは、異議ありというふうに申し上げたところでございます。

そもそも今回の改定で、先ほども火災保険の料率改定で触れましたけれども、細かくは、火災保険の参考純率というのは機構さんと損保会社さんとの関係の中でも守秘義務ということで、公開されてございません。したがって、私どもは知る機会がないわけですけれども、いろいろとマスコミ等を含めて総合的に考えますと、火災保険の参考純率がそっくりそのまま地震保険の基準料率になってございます。

地震の被災と火災の被災が100%イコールであるならば、それは一面了解できる論理なのかなというふうに思います。残念ながらそうではなくて、地震被災があっても火災被災に至らないものも多々あるというふうに聞いてございます。具体的にどれくらい地震被災と火災被災に差があるか等については、機構さんのほうが十分集計されてございますので、後ほど損率等についてご報告いただけましたらありがたいと思いますが、実際、地震被災と火災被災がそのままイコールでないならば、重なる部分については火災の料率を参考にするのはよしとして、重ならない部分につきましては耐震性等、地震に対する強度固有の料率で算出し、それを課するのが至極常識的な料率の計算の仕方なのかというふうに考えてございます。

以上3点、区分が2つしかないということ、いわゆる新聞等に比較的に出されております、「ツーバイフォーに比べて」というふうな表現がよく出てございますけれども、私どもがかかわる木造軸組工法に対して不当に低い耐震性の評価が2点目。それから、火災の参考純率がそのまま地震の料率に移行したことの合理性について、私どもは疑問を持つところでございます。

後ほど発言の機会がございましたら、さらに論点を深めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

ただいまそれぞれの公述者の方々からご発言があったわけですけれども、これらのご意見を先

ほど申しました準備手続の中で我々、聴取し、それで3つの論点に整理させていただきました。

今から紙を配らせていただきたいと思いますけれども、この3つの論点について私のほうから説明させていただくことで、内閣府令第16条に基づきまして、準備手続により明らかになった事項の説明ということでさせていただきたいと思います。

(資料配付)

長谷川保険課長

主な論点という紙を配らせていただいたと思います。

まず1点目、地震保険の基準料率の区分ですけれども、これは現行も、それから改定案もいずれも2区分ということになっていますけれども、これが妥当かということであります。

資料で言いますと、機構さんのほうで出していた資料の後ろに「ニュースリリース」というのがあって、その「ニュースリリース」の2ページ目に地震保険の基準料率の構造区分が書いてありますが、現行も変更後もイ構造、ロ構造ということで、イというのは木造以外のコンクリートとかレンガとか鉄骨とか、こういった非木造の建物、ロ構造というのはそれ以外の木造建物、こういう2区分になっているわけですけれども、こういう2区分としていることが妥当か。異議申出人のほうからは、もう少し細かい区分ができるのではないかというふうな主張があったと思いますけれども、これが1つの論点。

それから、第2の論点は、この第1の論点と関連するわけですけれども、地震保険の基準料率上の区分というのは、原則として火災保険の参考純率上の区分に準拠しています。その結果、こういう2区分ということになっているんですけれども、これは妥当か。裏返して言うと、地震保険の基準料率として固有の料率というのは考えられるのではないかというのが異議申出人の主張だと思います。

それから3番目は、これは少し違った角度からではありますけれども、今般の火災保険及び地震保険の料率改定において、木造軸組工法建物、これは全建総連さんなどがおつくりになっている建物ですけれども、これと枠組壁工法建物、いわゆるツーバイフォーと呼ばれているものについて、耐火性及び耐震性に関して異なる保険料の区分としているが、これは妥当か。

今回の改定案で見ますと、枠組壁工法建物というのは口のところからイのところから矢印で出ていますけれども、上に上がっているわけですが、それで一般の木造軸組工法とは違う扱いになっているわけですけれども、これは妥当か。

この3つの論点に集約されるのではないかと思います。

この論点それぞれについて議論してもいいんですけれども、お互い関連していますので、まとめて議論をしていただければというふうに思います。

まず、若干重複になるかもしれませんが、機構さんのほうから、これらの論点について

の機構のお考えをご説明していただきたいと思います。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

それでは、まず1番目の、地震保険の基準料率の区分を2区分としているという点でございますが、こういう区分の数あるいは区分の方法に合理性があるという観点で意見を述べさせていただきます。

一般に損害保険の料率といいますのは、一定の指標に基づき、対象となるリスクをできるだけ同質のグループに区分けした料率体系を採用しております。地震による被害は、建物構造のほか工法、築年数、あるいはメンテナンスのぐあい、壁の配置、量、あるいは屋根の重さ、地盤の種類などさまざまな要素が影響するというふうに考えられます。しかし、現在はこれらの要素を個々に区分するための基準と、それを裏づける情報を有しておりません。このため建物構造のみを料率区分としております。

地震による被害実績というのは、これらの要素が相互に関連し合った結果と言えますので、被害実績を考慮して建物を区分することは妥当であるというふうに考えております。

そこで、地震保険におきましては地震による被害実績、危険度でございますが、それと地震保険の構造区分、これを火災保険の構造区分に準拠して設定するという2つの点から、建物の構造区分を2区分とする方法が、現時点におきましては合理性があるというふうに考えております。

なお、地震保険では、今日お配りしております資料の17ページでございますように、建物の構造のほか、地震発生の地域差を加味するために全国を4つの等地に分けておりまして、さらに個別の建物で見た場合、特に耐震性にすぐれている建物につきましては、住宅性能表示制度に基づく免震建築物割引ですとか、耐震等級割引などの割引制度により補完する体系としております。

構造区分は昭和41年の地震保険創設当初、強度にすぐれ、かつ不燃性を持つということから、火災や地震などの災害に対して強いと考えられ、普及が図られました鉄筋コンクリート等の構造と、木造の2区分といたしました。現在におきましても、ただいまから申し上げる3つの理由から、非木造と木造とで区分することは、危険度を区分するという面から妥当であるというふうに考えております。

1点目は、学会等で一般的に行われる地震の被害調査でございます。これによりますれば、鉄筋コンクリート造等の非木造と木造とでは、これは資料5ページにありますように、建物の壊れ方に差が生じる傾向があります。

2点目は、中央防災会議や地方自治体の被害想定におきましても、これは資料8ページ、9ページでございますように、地震動による被害を非木造と木造の構造に分けて計算を行っております。

それから3点目は、非木造と木造の危険度格差でございます。これは資料2ページ、3ページ

にお示しておりますが、弊機構に会員会社から報告されております地震保険の支払実績データからも確認することができます。

なお、この2区分をさらに細分化する適切な基準があれば、区分をより細分化することでより適正な保険料率となることも考えられますけれども、現時点ではそのような基準が見当たらないということから、2区分という区分は妥当であるというふうに考えております。

仮に細分化する例として、火災保険の参考純率と同じ判定基準を使用して木造と非木造に分け、さらに非木造を共同住宅とそれ以外に分けるといような3区分、これを考えた場合、現時点では被害実績などにおきまして非木造を共同住宅とそれ以外の建物に区分して評価する情報を有しておりませんので、地震保険の構造区分としては適切であるとは言えません。

次に、基準料率の区分は原則として参考純率の区分に準拠しているがという点でございますが、これにつきましては、火災と地震の親和性という観点からご説明をさせていただきます。

建物の耐火性と耐震性につきましては、火災保険及び地震保険の支払実績、それから消防庁の火災統計及び地震の被害調査、それと建築基準法におけます耐火性能、この3つの点から、親和的な関係にあることが定量的に評価できるというふうに考えております。

1つ目の、火災保険及び地震保険の支払実績でございますが、これは資料1ページにお示しておりますが、火災保険、地震保険の契約を地震保険の区分で耐火グループと非耐火グループに分けて、それぞれの保険で支払保険金や支払件数の実績を比較してみますと、耐火グループの危険度を1としたとき、非耐火グループの危険度は、火災保険、地震保険どちらにおいても2倍以上となっております。このことから、耐火グループは火災保険と地震保険双方で危険度が低く、耐火性と耐震性の実態的危険の格差は親和的な関係にあると断言できるとは思います。

第2点は、消防庁の火災統計及び地震の被害調査でございますけれども、これは資料4ページ、5ページにお示しております。

消防庁の火災統計及び日本建築学会等における1995年の兵庫県南部地震、それから2004年の新潟県中越地震、及び2005年の福岡県西方沖地震、この3地震の被害調査のいずれにつきましても、耐火グループと非耐火グループとの間で危険度に差がございます。このことから、耐火グループは消防庁の火災統計と地震被害調査双方で危険度が低く、耐火性と耐震性の実態的危険の格差は親和的な関係にあるというふうに考えております。

さらに3点目ですが、建築基準法における耐火性能でございますけれども、建築基準法及びこの関連告示では、資料10ページから14ページでございますように、建物の壁や屋根など主要構造部が満たす耐火性能の違いによりまして、耐火構造、準耐火構造、防火構造などというふうに規定しまして、主要構造部が耐火構造であるものを「耐火建築物」、主要構造部が準耐火構造である建物を「準耐火建築物」、主要構造部のうち外壁と軒裏のみ性能を定めた防火構造以下の構造

である「耐火または準耐火建築物以外」に分類しております。

1点目、2点目で申し述べましたけれども、耐火グループが火災と地震の両方で危険度が低いということは、例えば建築基準法上、耐火性の高い耐火構造、準耐火構造というのは、資料12ページから14ページにお示ししておりますように防火構造とは仕様が異なっておりまして、同様の材質の壁を用いて建築物を建てた場合、防火構造に比べ、準耐火構造以上ではより厚い壁を用いるということが規定されていることなどが影響していると考えております。

続きまして3点目の論点でございますが、この3点目につきましては、要は、枠組壁工法は木造建物の一構造であるにもかかわらず、異なる区分としたことについてという論点というふうにとらえて、ご説明させていただきます。

まず、枠組壁工法建物の耐火性能について述べさせていただきます。

枠組壁工法は建物の安全性の基準としまして、住宅金融支援機構が発行いたします枠組壁工法住宅工事仕様書、通称「共通仕様書」これを原則として使用しておりまして、工法導入当初から、これは資料15ページでございますように、建設省の通達におきまして共通仕様書に定められたものは構造耐力上の有効性と安全性が確認されたものであるので参考にすること、それから共通仕様書によらない場合、または定めていないものについては、構造計算等により安全性を確認することとされております。

これは資料16ページにお示ししておりますけれども、住宅金融支援機構の個人住宅規模比較等調査報告、これの昭和56年度から平成16年度までの累積データによりますれば、共通仕様書どおりに建てられた枠組壁工法建物は、省令準耐火以上の性能を持つものが約96%を占めております。それ以外の約4%の建物でも、枠組壁工法そのものにファイヤーストップ材を設け、天井、内壁にせっこうボードが張られる特徴がありますことから、建物内の火災の拡大を防ぐ構造となっているというふうに言えます。したがって、枠組壁工法は省令準耐火建物と同等の性能を有するものとしてイ構造にいたしました。これには問題はないというふうと考えております。

それからもう一つは、被害実績から評価された耐震性能について述べさせていただきます。

これは資料5ページの一番上ですけれども、図5-1、それから資料6ページ、7ページでございますように、1995年の兵庫県南部地震及び2004年の新潟県中越地震における被害調査におきまして、枠組壁工法建物の被害は少なく、また、被害を受けた場合であっても全壊や半壊が少ないということが示されております。

また、資料2ページ、3ページでございますように、地震保険の支払実績データにおきまして、枠組壁工法建物は被害が少ないという結果になっております。

以上のことから、枠組壁工法を独立した区分とする合理性があるというふうと考えております。

以上でございます。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

今の機構からの説明に対して、異議申出人のほうから反論等ございますか。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

長谷川課長のほうから、皆様方にも配付されたように、主な論点ということで3点ほど記載されてございます。

今、関根常務のほうからもございましたように、1と2、あるいは2と3、微妙に入り組んでいる部分がございますので、まことに恐縮ですけれども、私のほうでも指摘できる範囲内で「1について」あるいは「2について」と申し上げますけれども、入り組んだ展開になることをご容赦いただきたいと思います。

まず1点目でございます。

今の関根常務のお話にもございました、私どもの準備書面の(2)の2ページ、下段のほうに3. ということで記載してございます。区分をより細分化することで、より適正な保険料率となることも考えられますが、今、長谷川課長がおっしゃったとおりです。その後で、残念ながら、現時点ではそのような基準が見当たらないというのが機構さんの見解のようでございます。

機構が「区分を細分化することで、より適正な保険料になる」という認識を持たれていることについては歓迎するところでございますけれども、現時点で基準が見当たらないというのはただけないというふうに思っているところでございます。機構さんの表現をかりれば、さまざまな材質の建材が普及し、そして工法も増え、耐震基準等もより厳格化され、性能表示も分化されている。それらを精査し、積算し、合理的、総合的な料率を算定するのが機構さんの役割ではないかというふうに私どもは考えております。

それから、少し余談になりますが、今、関根さんの話を聞いておって、傍聴の方々もお気づきになられたかと思えますけれども、別に数えていたわけではございませんけれども、火災準耐火、あるいは火災に対する基準については非常にたくさん出てまいりました。私も聞きながら「もしかして今日は火災保険の参考純率の会議なのかな」と思うがごとく、火災について、あるいは耐火について、あるいは非耐火についてのお話ございました。今日は地震の基準料率のお話ですので、やはり論点の中心は耐震強度等にすべきだろうというふうに思っておるところでございます。

今の文章の続きになりますけれども、木造、非木造という安易な基準で区分するのではなく、性能表示に準拠し、建築基準法など客観的基準を加味すれば、より適切な火災 ごめんなさい、私まで言ってしまいました 地震保険の料率が算定されるというふうに指摘するところがございます。

論点の2番目で、冗談ではありませんけれども、「日米和親条約」という言葉は知っていますけれども「親和性」というのは初めて聞きました、来る前に広辞苑を調べてくればよかったと思っているんですけれども、今、申し上げました火災の参考純率に準拠する地震の基準料率について、機構さんの文書の中には「親和性」という言葉、耐火性と耐震性の実態的危険の格差の親和性という言葉が随所に出てございます。非常に耳障りのいい言葉ですけれども、率直に申し上げまして、地震とも火災とも余り親しく和みたくないというふうに私は思っております。

私たちは、地震被災と火災被災の関連性を否定するものではない。この件については先ほども若干申し上げましたけれども、それぞれの被災が100%イコールでないならば、連動する火災被災の割合を明示し、その部分は区分けして震災単独の被災を計算し、それをあわせて基準料率を計算することを改めて強調しておきたいというふうに思います。

もう一つのほうの書面でございます。(2)ではないほうの一番最後のページになります。4ページでございます。

今、関根さんのほうから、地震保険は火災保険の付帯契約であること、事務効率を上げ、経費の削減と低廉な保険料を実現するためと主張されてございました。その主張に百歩譲ったとしても、ご案内のとおり、火災の区分は昨年の秋の提案で4区分から3区分になりましたけれども、3区分でございます。その火災の3区分を2区分にさらに粗くした理由の説明をどうつけていただけるのかというふうに考えるところでございます。

経費の節減、低廉な保険料を口実にした、実際の被災率等を軽視し、ユーザーが納得できる説明責任を放棄、後ほど触れますけれども、一方で、今、国交省を中心に長期優良住宅の推進というものがございます。そういう優良木造住宅の振興にも水を差す今回の算出なのではないかというふうに、実は考えているところでございます。

あちこち行って恐縮なんですけど、今、申し上げました準備書面の2ページの下のほうに ございます。これは長谷川課長のほうで整理いただいた3点目に関するものであるというふうに思いますが、実際の木造軸組建築物の耐火性、耐震性は、枠組壁工法に比べて何の遜色もないものが多々あるというふうに、私ともは異議申出書に書かせていただいたとおりでございます。

既に皆さん方ご案内のとおりでございます。今もちょっと触れましたけれども、昨年十一月、長期優良住宅の普及と促進に関する法律、首相の名前がころころ変わるのでなかなか思い出せませんが、今の前の首相が、たしか「200年住宅」という提案をされました。その次に「超長期優良住宅」という表現をされました。最終的には、法案では「長期優良住宅の促進」というふうに落ち着いたわけですけれども、この法律の第1条(目的)に「現在及び将来の国民の生活の基盤となる良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となっている」「当該認定を受けた長期優良住宅建築

等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅についての住宅性能評価に関する措置その他の措置を講じ、もって豊かな国民生活の実現と我が国の経済の持続的かつ健全な発展に寄与すること」が目的でございます。

さらに、その法律の第3条の4項には「国は、長期優良住宅の普及を促進するため、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。」というふうにしてございます。

さて、この長期優良住宅の推進事業として、今年度、もう間もなく年度末になりますけれども、国交省の予算で130億予算計上されました。そして、多分今日あたり、今、国会で審議中ですが、09年度の予算案が審議されてございますけれども、同じくこの長期優良住宅の推進事業として170億円予算措置を講じてございます。まさに国策とも言えるこの長期優良住宅の普及と促進、あわせて木材の使用に関する伝統的技術も含め、長期使用構造等にかかわる技術に関する研究開発の促進ですが、この基準を満たしている木造軸組の長期優良住宅の、そのかなりの部分が今回、機構さんの出していただいた基準料率では口構造、耐震性の低いグループに分類されてまいります。なぜならば、国交省が定めた長期優良住宅の基準が地震保険の基準料率に反映されていないというふうに思っております。

さて、準備書面(1)のほうにリーフレット等をたくさんつけさせていただきました。私たち全建総連は、この長期優良住宅の全建総連ブランドとして「ゆうゆう住宅Sモデル」資料1、グリーンぱい表紙がございます。後ほどご参照いただきたいわけですが、これを今年6月に認可を取得すべく、現在、研究中です。

この「ゆうゆう住宅Sモデル」にはその前史として、もう16年前、1992年から同じ全建総連ブランドで高耐久、高品質の木造住宅「ゆうゆう住宅」、これもパンフレットが資料2ページにございますので、ご参照いただきたいと思えます。広く組合員に普及させ、多いか少ないかはそれぞれの判断ですが、現在2,635棟の建築実績を有してございます。建築実績につきましては、資料3に出てございます。それぞれ加盟組合ごとに、こういう建築実績を残してございます。

そこで、今、この数字が多いか少ないかというふうに申し上げましたけれども、もうご案内だと思いますけれども、私ども全建総連というのは町の超零細の事業所及び職人の組合でございます。ナニナニホームだとかナニナニ住宅だとか、膨大なテレビ宣伝をやって、いわゆる工業化住宅を提供するところではございません。まさに従業員が1人いるか2人いるか、あるいは従業員なしでひとり親方、そういう人たちが力を合わせて、知恵を出し合って開発した住宅である。それが細々と全国に輪をつなげて、現在3,000軒弱の普及をしているということをお確かめいただきたいと思えます。

さて、資料4と5に「ゆうゆう住宅」の申請書面が添付されてございます。時間がございませ

るので割愛いたしますけれども、それぞれ軒下や外壁、先ほどツーバイフォーのファイヤースト  
ップについて、まさにツーバイ協会のセールスマンのごとく細かく説明がございましたけれども、  
私どもの住宅にも不燃ボードやALC版、せっこうボード等使用されてございますので、ご参照  
いただきたいと思います。

簡易診断につきましては、先ほどありましたけれども、なぜこういうものをつけたかといいま  
すと、耐震についてのユーザー、国民の理解を得られるために、国交省、全建総連中心になって  
こういうことをしているということで、つけさせていただいたことを付記しておきます。

さて、時間もございませんので先に行きたいというふうに思います。

先ほど住宅の性能保証に準拠し、建築基準法を客観的な基準にすれば、よりの確な地震保険に  
対する料率が算定されるはずだというふうに申し上げました。私どもの組合員で、なおかつ柳沢  
建設設計研究所の所長が見えておりますので、後ほど時間の許す範囲内でその辺については補足  
をいただきたいと思いますけれども、私のほうも、若干その件について触れさせていただきたい  
というふうに思っております。

準備書面の(2)の2ページをお願いいたします。

関根常務のほうから先ほど、地震の支払実績に基づいて私たちは算出したんだよというふう  
にお話ございました。拝見してございます。

3ページの真ん中に5.とございます。その1)、保険金ベースでの地震保険支払実績データ  
では、非木造(コンクリート)、木造、それから枠組壁工法の支払実績が比較されているところ  
でございます。特にその中で、非木造を1.0とした場合、木造が2.23になり、まさにその数値は機  
構のほうを示した地震保険のI構造、口構造の基準料率の比較と相似するわけでございます。

この数字だけ拝見いたしますと、機構さんの今回の区分と料率はデータどおりに試算されてい  
るということになります。

そこで、準備書面(2)のほうに幾つか資料を用意させていただきましたので、準備書面  
(2)のほうの資料2、新設住宅戸数の推移というのを表示してございます。昭和35年、1960年  
からのデータでございます。

昭和35年というと、今から50年近く前になるわけですがけれども、当然のことながら、木造住宅  
の供給の歴史の長さは一目瞭然でございます。ストックの多さも桁違いでございます。

その次のページ、資料3には、住宅着工統計に見る木造住宅等のシェアの推移。これは国交省  
の作成でございますけれども、ございます。木造、非木造、ツーバイフォー、プレハブ、それか  
ら戸建て、共同等が出てございます。

これを見ましても、当然のことながら、供給の歴史の流れ、ストックの多さとシェアの推移、  
資料3でシェアの推移が出てございますけれども、いわゆる木造住宅はツーバイフォー等に比べ

て圧倒的な供給の歴史の長さ、ストックの多さがわかるところでございます。

先にいきましょう。資料の4にいきましょう。

地震保険でございますから、地震に基づく、その安心・安全の基準、その見直しの過程が出てございます。

1950年 昭和25年、戦争後5年しかたっていないわけでございますけれども、基準法の壁量計算が定められた。ほとんどの部分が、実はこの時点では未規定だったわけでございます。昭和56年 1981年、先ほど来、出ていますように、耐震壁の量が実は義務化された。そして9年前、2000年に床、屋根の強さを除いてすべてが義務化されたという経過がございます。当然のことながら、経年によって耐震基準は厳格化されているわけでございます。

次のページにいきます。

さて、古代から日本の建築物の本流だった伝統的な在来の木造軸組工法は、近代、そして現代に入っても庶民住宅の主流を担ってまいりました。歴史の長い木造住宅のストックの多さも、今、申し上げましたように当然の帰結でございます。結果、現存の建物のうち旧基準で建てられたものが多いことも、また自明なわけでございます。そして、そのストックの中には壊れやすい建物の多いのも事実でございます。

先ほど機構さんの数字、1対2.23という数字を紹介いたしましたけれども、逆説的に言わせていただければ、総体的に新しく厳しい基準で建てられた非木造に比べて、地震保険の支払い実績が1対2.23という木造住宅の比率は、その経年数やストックの量を考えると大健闘しているというふうに私は思います。

保険料ベースでの地震保険の支払データの数値は建物の平均、ストックの多さとその新旧の比率、そして年代ごとに厳しくなる耐震基準などがすっぱり抜け落ちているというふうに指摘せずばなりません。

地震の力が加わったときの建物の強さ、資料5のほうに耐震等級について記載してございます。この表は、平成10年に公布されました住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づいて作成したものでございます。

地震に対する構造の安定は、実は枠組壁工法も軸組工法も変わらない。その差は仕様と性能と施工によって、実は生じることなのです。木造、非木造という単純な区分けがストックの量、その時間的な新旧比較、耐震基準の変遷、耐震等級の評価などの考察を欠如した、少し厳しい表現ですけれども、先入観による差別があるのと、そして合理的な区分があることを改めて強調しておきたいというふうに思っております。

時間がございませんので、私のほうの発言はまとめに入りたいと思いますけれども、新基準が施行された1981年以前の住宅、約1万1,000棟が、耐震改修が必要というふうに言われてございま

す。また、そのうちの多くが木造住宅だということも、長年の住宅供給の蓄積、その着工数に占めるシェアから当然のことだというふうに思っています。2006年度末の国交省の集計で、全住宅4,700万戸のうち約1,110万戸、全体の24.5%になりますが、耐震性不足というふうに言われています。そして、国費補助でその耐震診断は26万9,000戸、2.3%、耐震改修に至っては、7,000戸ですから0.06%ということになってございます。

私たち全建総連は来年結成50周年を迎えますけれども、日常的な顧客への耐震診断、耐震改修の提案はもちろん、もう昭和50年から始めてございますので三十数年の歴史になりますけれども、住宅デーというボランティアをやってございます。そこで住宅相談をやりながら、去年は全国4,000カ所、来場者は25万、耐震診断あるいはひとり暮らしの老人宅への無料の補修工事、あるいは包丁研ぎ、まな板削り等というボランティア活動の中で、耐震の普及にも努めてございます。国、自治体にも働きかけて耐震診断、耐震改修の普及にも努めていることを付記しておきます。

1,150万戸が耐震性不足。地震国・日本の、まさに背筋が寒くなるような現状ですが、それぞれ機構さんとも、あるいは金融庁さんとも立場は違え、国民の生活のため、住宅に直接、間接かわる立場から、施工に携わるにしろ関連する保険に携わるにしろ、その提供する住宅の安心・安全において公正で誠意ある仕事を心がけていくことが私たちの使命だろうということを最後に強調させていただいて、私の主張をまとめます。

なお、専門的な部分につきましては、隣にいる柳沢室長のほうから若干の補足をお願いいたします。

有限会社柳沢定助建築設計研究室 柳沢所長（全国建設労働組合総連合側出席人）

それでは、補足でご説明します。

先ほど来、ツープイさんと在来との比較がございしますが、浅賀が申しあげましたように、何ら私どもとすれば遜色のないものだというふうに思っております。

先ほどファイヤーストップがある、ないございましたが、最近の傾向を見ますと、いわゆる在来の住宅でも、いわゆる真壁でつくるという工法は減る傾向にありまして、どちらかという大壁工法、要するに、内部にツープイさんと同じようにクラスターボードを張るというふうな工法が主流になりつつあるのではないかなというふうに思っております。

さらには、我々の申し上げる建築基準法と性能表示、いわゆる品確法のリンクしたもの、それに徐々に建築基準法自体が性能表示に近づきつつあるという認識を持っております。

と申しあげますのは、一昨年、建築基準法が改正されまして、その中に確認の特例というのがございまして、要するに、木造2階建て程度の住宅であるならば構造の安全性については建築士に任せるといった内容の条文があったかと思うんですが、それについては国交省は、あの事件以来、見直しを図っております。まだ現在のところ、どういう形で見直すかというのは明確にされてお

りませんが、恐らくこの性能表示に近い形で、多分なるであろう、その性能表示に近い内容で設計図書その他をまとめて施工しなさいという形に多分なるだろう。

そうしますと、大変木造の住宅にとっては構造強度というのは向上するんだろうと思いますし、また、一般のユーザーさんの方も大変安心できる構造に変わっていくだろうと思っているわけです。したがって、何かこう機構さんの文書を見ていますと、印象としてツープイさんのほうが在来よりもすぐれているんだ、こういう印象が拭えないわけですが、我々からすれば、木造という観点には同じベースに立っているわけですし、何ら遜色のあるものではない。

なおかつ建築基準法、またその他の関連法規、そういったものが大変、在来木造については規制が厳しくなる、なってきたら、こういう観点から申し上げれば、何ら遜色のある工法ではないという認識をしております。

以上です。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

機構のほうから何か補足することはありますか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

幾つもありましたのであれですが、ちょっと誤解を防ぐために2点だけ言及させていただきますけれども、先ほど「親和」という言葉をおっしゃってありましたけれども、ここで私どもが「親和性」という言葉を用いましたのは、地震リスクと火災リスクというのはそれぞれ別のリスクでございますので、それぞれのリスクで実績、被害率を見ておる。そうやった結果が同じような傾向を示しているということから、親和性があるというふうに申したまででございます、何か常に火災と地震は一緒なんだという意味で申し上げているわけではございません。

それからもう一つですけれども、先ほど浅賀さんのお話の中に、長期優良住宅は口構造になってしまうというお話、ございましたけれども、長期優良住宅と言われるものが省令準耐火建物あるいは準耐火構造に該当すれば、これはイ構造になります。そういうことで、すべて口構造になるということではございません。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

そのことは了解しております。「すべて」とは言わないで「かなりの部分が」というふうに言わせていただいたと思います。

繰り返しになりますからやめますけれども、省令準耐火なり耐火構造ということですよ。要するに、例えば耐震性が物すごくすぐれていて、もうびくともしないような構造であっても専門家がこういう表現をしてはまずいんでしょうけれども、いわゆる防火・耐火構造がされていなければ口構造にされてしまいますよということを強調したかっただけでございます。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

では、私のほうからもちっと補足でございますけれども、耐火性、耐震性をそれぞれ加味した料率算出をすべきではないかというふうなご指摘ございました。

親和性を否定するものではないけれども、100%でないなら火災と地震それぞれ別に計算すべきだと。私どもが料率区分で火災リスクと地震リスクの親和性ということで、また、そのリスク区分については、今この2区分以外の適切な区分が見当たらないということで行っておりますけれども、料率の算出自体は、もちろん地震リスクと火災リスク、それから地震保険が担保しております津波のリスク、こういったものをあわせて、それぞれ別々に計算をいたしまして、それをもとに、あわせて純保険料率を算出しておるということでございますので、また、その中では建物の新旧とか、建てられた年代に応じてどのくらい被害が出るかということも計算しておりますので、そういったものがすっぱり抜け落ちているというふうな、計算上からすっぱり抜け落ちるといふようなことではございませんことを、一応念のため申しておきます。

以上です。

損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長

あと2区分、もう少し増やせるのではないかというお話でございますが、例えば、この場にあります資料で申し上げますと、私どものほうの資料5ページ、これは一般統計における建物種別地震被害調査結果の比較というふうな形で、兵庫県南部地震、新潟県中越沖地震、それから福岡県西方沖地震の被害調査結果を表示させていただいたんですが、この中で一応、私どもで右側に全損とあるのは、これは全損は1件と考え、半損は0.5件、それから一部損は地震保険では5%の支払いになっていきますので、一部損は0.05件と考えまして、右側のほうに全損換算の危険度のグラフをつけさせていただいています。

この中で、一番初めの兵庫県南部地震を見ていただきますと、恐縮でございますけれども、木造としてまとめられているのが一番たくさん被害があった。それから2番目が鉄骨造、そして鉄筋コンクリート造、一番右側、同じイ構造には現在しておりますものの、これは非常に少ない。これを1として考えております。この中には枠組も入っていますが、ちょっとこれは今、はしょらせていただきますと、このような形で、これを見ると、例えばもう少し細分化するなら木造と鉄骨造とコンクリート造に分ければいいのではないかとことも考えられるんですが、実はその次の中越地震のほうの結果を見ていただきますと、依然として木造は上のほうにありますけれども、今度は鉄骨造と鉄筋コンクリート造が逆転している結果になっている。それから、一番下の福岡県西方沖の地震でも、やはり鉄骨造のほうが多少よくて、鉄筋コンクリート造のほう鉄骨造よりも多少よい。

こういうふうな状況を踏まえまして、ここで切って区分にするのはやはり適切でないのではな

いかというようなことも考えられまして、それ以外にいろいろな情報で切り口ができるのであれば、それはあれなんですけれども、今後その辺は常に検討する課題とは考えておりますが、現状ではこういうふうな状況で考えているということで、それ以外の耐震性の評価につきましては、十分ご承知のこととは存じますけれども、耐震等級につきましては割引率を使って計算しておりますし、年代についても建築年割引、先ほどもちょっと話題になりました建築年割引という形で適用させていただいております。

それからあと、56年の今の新耐震以前の建物であっても、耐震診断あるいは耐震補強をして現行耐震水準というふうに判定されました建物に対しましては、建築年割引と同じだけの10%の割引をさせていただく、そういうことで、構造と、それから耐震性を判断した割引と、このコンビネーションで今はやらせていただいているという、料率区分を考えておるといふ状況でございます。

以上でございます。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

言われるとおりで、「やはり」と思うんですが、永島部長、今日たまたま私、朝、来る前にラジオを聞いたんですけれども、「今日は何の日」というNHKのラジオ番組なんですけれども、それを聞いておりましたら、子供さんの成績表、今は通知簿と言うのか何と言うのかわかりませんけれども、文科省がそれを5点制から3点制に変えた日なんだそうです、今日は。

前にも余談の中で機構さんのほうに言ったんですが、子供の通信簿だって5点評価、3点評価、これはもう社会通念の問題だと。関根常務はしょっちゅうお寿司屋さんに行くか鰻屋さんに行くかわかりませんが、時々かわかりませんが、お寿司屋さんに行ったって上・中・並み・そして特上、4段階ありますよと。

これはある意味では、何といいますかね、1対2という大きな比率のあるものが、やはり2区分しかないというのは余りにも刻みが粗過ぎるというふうに思っているわけです。仮にこの間に2区分入れて全体を旧来の火災と同じような料率にしたら、1対1.33対1.67対2になるんですよ。なだらかなカーブになるんです。なだらかなカーブということはどういうことかということ、段差の間の、この溝が少なくなるんですよ。当たり前ですよ。それだけ現状に近い料率の設定ということになるんです。

いろいろたくさんの数字を書かれていることはわかります。ただ、おもしろいのは、木造との比較、あるいはツーバイだって、これは3日前の新聞で非常におもしろいのは、「千葉で鉄筋コンクリートを木で補強」と書いてあるんですよ。鉄筋コンクリートの建物の構造が持たない。もっとおもしろいのは、どういう工法で補強したかということ、又キ、指物、いわゆる伝統的な木造工法によるわけです。又キ、指物などで組み上げる伝統木造工法に詳しい1級建築士のマツザワ

さんによって、4年ほど前に国産材で鉄筋コンクリートの建物を補強したということがあるわけですね。

したがって、浅見的に木造だから、軸組だからというような分け方というのは、やはり少し反省していただきたいというふうに思います。

先ほど柳沢が申しあげましたように、品確法等に基づいて耐震性能等も明確化しているわけですから、今、火災部長のほうから言われましたように、いわゆる割引、耐震等級によって割り引く。ベースが火災保険の料率で、地震保険にもかかわらず免震性、耐震性によって割り引く。逆なんですね。地震の基準が主なんです。火災のほうではない。これが地震保険の本来のあり方だということ最後に強調させていただきます。

以上です。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

今、伺っている議論を整理しますと、要するにポイントは、地震保険の基準料率について独自の料率ができるかどうかということだと思っんですね。今、異議申出人のほうから言われたのは、火災保険の参考純率に準拠するのではなくて、品確法とおっしゃいましたですかね、品確法の耐震等級があるではないか、これを、現行は火災保険の参考純率を基準にした地震保険の基準料率をベースに、割引になっているわけですけども、そうではなくて、そもそも耐震等級をベースに地震保険の基準料率をつくり直せばいいのではないかと、こういうことだと理解していいんですかね。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

あと建築基準法ですね。

長谷川保険課長

それはできるのでしょうか。

例えば、品確法の耐震等級というのがどの程度普及しているかわかりませんが、それを使って一般的な地震保険における区分というふうに使えほどのものなのかどうか、その辺をちょっと機構のほうから説明していただけますか。

損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長

耐震性の判断そのものは非常に厳格で、それは確かにできるかとは思いますが、ただ、区分ということになりますと、例えば「男であるか女であるか」とか、それから年齢が何歳であるか、例えば別なもので例えれば、そういう形で考える、それなので一応、建物の場合の一部、かなり難しい部分もありますけれども、現在で言えば、建物をコンクリート造とか鉄骨造、その他みたいな形で考えようとしている区分でございますけれども、実は耐震等級を、やはりそれをチェッ

クした人だけが耐震等級2等か3等か、そういう状況ができるわけなので、ですのでそういう中で、それを区分としていいのかどうかというのは、ちょっと難しいかなと。

全部の建物が耐震等級を与られているのであれば、それは一つの考え方になるかなと考えられるのですが、現実的には、耐震等級1は現行最低ラインですので、これをベースにするわけですけれども、耐震等級診断で2とか3を別にやられるというところは、本当に数が少ないというふうに私どもは考えておりますので、全体のところのほんの何%かの人だけでそれを判定するのを区分という形にするのがよいものかどうか、これは今後のご議論にもなるかとは思いますが、国交省さんの制度がどういうふうになっていくかということも関連してくるかとは思いますが、ちょっとそういうふうな形で、割引のほうが適当ではないかということが現状だと考えております。

長谷川保険課長

もう一度確認しますけれども、耐震等級というのは、すべて建築物を建てる人に義務づけられているものではないということですね。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

地震独自の区分というふうなお話、論点だと思いますので、先ほど関根のほうから申し上げたことの繰り返しになりますけれども、今、火災保険に付帯して契約しているという地震保険の形から、火災保険の料率区分に準拠した形でベースをつくるということは、やはり経費的な面、それから低廉な保険料で提供されるという点のメリットが大きいというふうに考えます。

当然火災保険の保険料区分を利用すれば、契約時の情報というのは火災保険の情報を使って管理できますけれども、それによって経費が抑えられる、契約者にも低廉な保険料で提供ができるという経済的な効果というのは、やはりちょっと無視できないのではないかとということをつけ加えさせていただきます。

有限会社柳沢定助建築設計研究室 柳沢所長（全国建設労働組合総連合側出席人）

今、耐震等級の話が出ました。要するに、建築基準法で行えば等級1は自動的についてしまうわけですね。ですから確認申請を出した建物、検査を受けた建物については、もう1になるよということですね。それ以上、あとは2であるか3であるかという判断になるわけですが、基本的に私などの経験でいきますと、一般的に、普通に設計者がつくれば2は大体クリアしてしまうんですね。等級2になってしまう。あと3にするかどうかというときに、ちょっと部材を増やすとか寸法を大きくするとか、そういう操作で恐らく可能になってしまうと思うんです。

したがいまして、2であるか3であるかという判断は、そんなに私自身は難しいことではないだろうという判断をしておりますけれども。

長谷川保険課長

私の手元にある国交省の資料によりますと、この品確法の住宅性能評価の交付を受けた戸数の割合というのは、平成19年度の新規着工住宅の約2割ということになっていますね。最近その割合は増えていて、平成13年度では5%ぐらいだったのが平成19年度では2割ぐらいということなんですけれども、地震保険料の区分の基準とするためには、やはりすべての住宅にそれが義務づけられていて、1か2か3かというふうに区分されていれば基準となり得るのかもしれませんが、現状ではせいぜい2割以下の人しか付与を受けていないということですので、たまたま本当は基準がよかったのかもしれないけれども、性能評価を受けていないがゆえに悪い評価になってしまうというのもどうかというふうな気がするんですけれども、その辺はどうですか。

有限会社柳沢定助建築設計研究室 柳沢所長（全国建設労働組合総連合側出席人）

性能評価につきましては、確かに国交省のデータどおり、その評価を受けること自身が大変、我々からすれば書類を揃えたり図面を揃えたり手間暇がかかります。それが逆に言いますと、コストとしてユーザーさんにはね返ってしまうという形で、ですから我々としては、お金はかけたくない、でも安全性は欲しいという方については、間違いなくこれは等級2をクリアしていますよと。ただ、その申請をするかしないか。これは申請料もかかるし、また、我々も手間もかかってしまうということで我々は説明しておりますけれども。

また、先ほど申し上げませんでしたけれども、恐らく先ほど申し上げましたように、建築基準法の確認の特例という条項が、恐らく木造2階建てについても適用されますので、その場合には恐らく大変な、いろいろ細かいことが規定されますので、多分あの条項をきちっと守った場合については、私は多分2にいつてしまうだろう、等級2に恐らく該当する内容になるだろうというふうに思っておりますけれども。

長谷川保険課長

この品確法の表示、住宅性能評価を受けるのには手間もお金もかかるんだけれども、かけた人については、現行の地震保険料の基準料率では、一定の割引を受けることができることになっているわけですね。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

資料17ページでございますが、今の割引率が簡単に書いてございます。参考としての数字です。

長谷川保険課長

わかりました。

ほかに何か申し述べたいことはございますか。

全国建設労働組合総連合 浅賀共済福祉部長

結構です。

長谷川保険課長

機構のほうはよろしゅうございますか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

はい。

長谷川保険課長

それでは、意見が出尽くしたということのようですので、これで意見聴取を終わらせていただきたいと思います。

本日聴取いたしました意見につきましては、今後、基準料率の届出内容の審査の参考とさせていただきます。

なお、本日の意見聴取の内容については、内閣府令第24条の規定に基づき速やかに調書を作成し、閲覧に供することとさせていただきます。

以上をもちまして、損害保険料率算出団体に関する法律第13条の3第2項の規定に基づく意見聴取を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時31分 閉会